

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 7 年 8 月 2 8 日

令和 6 年度の精神科病院における障害者虐待の状況について

令和 4 年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、法）では、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されました。

この新設された法第 40 条の 7 の規定に基づき、令和 6 年度の埼玉県内の精神科病院（さいたま市分を除く）における障害者虐待の状況について公表します。

● 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について

県内精神科病院（さいたま市分を除く）における業務従事者による障害者虐待に関する通報及び届出の件数は 275 件でした。

通報及び届出のあった 275 件のうち、虐待と認定した件数は 7 件でした。

県では、虐待と認定した 7 件について全て改善計画の提出を求め、当該精神科病院では改善計画に基づき虐待防止に取り組んでいます。

※ 件数等の詳細は、別紙を御参照ください。

● 精神科病院における障害者虐待通報窓口について

疾病対策課内に虐待通報窓口（048-830-3565）を設置し、精神科病院における虐待の通報及び届出を平日の 8 時 30 分～17 時 15 分に受け付けています。

また、『埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）』でも、虐待の通報及び届出を 24 時間 365 日受け付けています。